

償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産も課税の対象となります。工場・商店・飲食店・美容室・駐車場・アパート等を経営し、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法第383条）

つきましては、「申告の手引き」を参照のうえ、申告書を作成し、ご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

申告期限……毎年1月31日

※1月31日が土、日になる場合は、翌開庁日

（申告期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、なるべく1月20日頃までに申告していただきますよう、ご協力をお願いいたします。）

e L T A Xのご活用について

e L T A X（地方税ポータルシステム）による電子申告も受け付けています。e L T A Xのご活用にご協力ください

詳しい内容や手続きについては、e L T A Xホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご確認ください。

提出先・お問い合わせ先

〒791-3120

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

松前町役場 総務部 税務課 資産税係

TEL：089-985-2111（代表）

TEL：089-985-4111（直通）



1 償却資産の申告

(1) 償却資産とは

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方など）が事業のために用いている土地、家屋以外の資産（構築物・機械・器具等）で、税務会計（法人税・所得税）において減価償却の対象となる資産を償却資産といいます。

(2) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次のような資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ① 取得価額が20万円未満の資産であっても、個別に償却しているもの
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 償却済資産（減価償却が終わり、備忘価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ④ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（一時的に稼働を停止している遊休状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑦ 改良費（新たな資産として、本体とは区別して申告）

(3) 申告の対象とならない資産

次のような資産は、申告の必要はありません。

- ① 無形減価償却資産（営業権、ソフトウェア等）
- ② 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの
- ③ 生物（観賞用・興行用のものを除く。）
- ④ 商品、棚卸資産
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ⑥ 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要経費に算入したもの
- ⑦ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、一括して3年間で均等償却するもの

※ 固定資産税の場合は、中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満）の損金算入の特例は認められていませんので、申告の必要があります。

(4) 償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類		具 体 例 （ 主 な も の を 例 示 ）
1	構 築 物	舗装路面、駐車場舗装、屋外排水溝、緑化設備、門・塀、フェンス、屋外広告塔、貯水池、その他土地に定着した土木設備など
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうちで償却資産として扱うもの、テナント入居者（賃借人）が貸ビル・貸店舗等に施した内装・造作等の特定付帯設備※など
2	機 械 及 び 装 置	金属・印刷等の製造加工設備、土木建設設備、ブルドーザー、タイヤショベル等の建設機械、機械式駐車設備、クリーニング設備、農業用設備、太陽光発電設備（家屋の屋根材一体型を除く）など
3	船	貨客船、遊覧船、漁船、しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボート、ヨットなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が、「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両）、その他自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものを除く運搬車両
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	事務机、キャビネット、応接セット、エアコン、テレビ、看板、レジスター、パソコン、陳列ケース、自動販売機など

※ 「(6) 償却資産と家屋の区分」をご参照ください。

(5) 業種ごとの主な償却資産の具体例

業 種	主 な 償 却 資 産 の 具 体 例
共 通	駐車場当舗装路面、緑化施設及び庭園、広告塔、門・塀、受変電設備、貸店舗内部造作費、簡易間仕切、事務机・椅子・キャビネット、応接セット、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、ファクシミリ、エアコン、テレビ、冷蔵庫、レジスター、看板・ネオンサイン、自動販売機、太陽光発電装置 など
小 売 業	陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫 など
喫 茶 ・ 飲 食 店	食卓・椅子、カラオケ機器、ステレオ、厨房用品、厨房設備 など
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、湯沸器 など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備 など
公 衆 浴 場	煙突、浴場業用設備、コインロッカー など
医 療 ・ 薬 局 業	薬品棚・陳列ケース、ベッド、エックス線装置、顕微鏡、心電計、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術機器、歯科診療用ユニット、給食厨房設備 など
ガソリン給油業	計量器、洗車機、オイルタンク、独立キャノピー、コンクリート防壁 など
自 動 車 整 備 業	旋盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具 など
金属製品加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定検査工具 など
土 木 建 築 業	パワーショベル、ブルドーザー、タイヤショベル、ランマー、レベル、トランシット、排水ポンプ、ポータブル発電機 など
娯 楽 業	パチンコ器、パチスロ機、パチンコ器取付台工事、両替機、店内監視装置 など
農 業 ・ 畜 産 業	ビニールハウス、ボイラー、田植機、脱穀機、野菜洗浄機、畜舎・堆肥舎 など

(6) 償却資産と家屋の区分

下表は、主な設備等の例示です。

設備の種類	設備の分類	設備の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	異なる場合
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	家屋	償却資産
電気設備	受変電設備	受変電設備一式	償却資産	
	予備電源設備	発電機設備・無停電電源設備等	償却資産	
	火災報知器	設備一式	家屋	
	L A N 設備	設備一式	償却資産	
給排水設備	給排水設備	屋外給排水設備、引込工事	償却資産	
消火設備	消火設備	消火栓設備（屋内）、スプリンクラー設備等	家屋	
冷暖房設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、業務用設備	償却資産	
		上記以外の設備	家屋	
太陽光発電設備	屋根据置型		償却資産	
	屋根材一体型		家屋	

2 提出書類と記載要領について

(1) 申告方法と提出書類（記載例 P 4～P 6 参照）

区分	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	・電算申告をされる方 ・全資産申告をお願いした方	・当年1月1日現在、 所有している全資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用)
増加・減少資産申告	・前年1月2日以降に事業を開始された方 ・今年度から新規で申告をされる方	・当年1月1日現在、 所有している全資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用)
	・前年1月2日から当年1月1日までの間に、資産の増加・減少があった方 ・前年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れの資産があった方	・前年1月2日から当年1月1日までの間に、資産の増加・減少があった資産 ・前年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れのあった資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) ・種類別明細書（減少資産用）
	・前年1月2日から当年1月1日までの間に、資産の増加・減少がなかった方		・償却資産申告書 (備考欄に「増減なし」と記入してご提出ください。)

※ 申告書を郵送される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(2) 償却資産申告書の記載要領

受付印		令和 ○年 1月 16日		令和 ○年度		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		※所有者コード	
住所		〒791-3120 えひめけんいよぐんまさきちようおおざつづい631ばんち 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地		①		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認 有・無	
氏名		かぶしがいいしや まさきはーるでいんぐす だいいようとりしまりやく まさき たろう 株式会社松前ホールディングス 代表取締役 松前 太郎 (電話番号)		②		4 事業種目 (資本金等の額) 食品製造業 (百万円) ④		9 増加償却の届出 有・無	
法人にあっては その名称及び代 表者の氏名				③		5 事業開始年月 S30 年 3月		10 非課税該当資産 有・無	
				④		6 この申告に必要とする者の氏名 (電話)		11 課税標準の特例 有・無	
				⑤		7 税理士等の氏名 (電話)		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
								13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法	
								14 青色申告 有・無	
資産の種類		取得価額		評価額		課税標準額		15 市(区)町村内 ①	
		前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)						②	
1 構築物		4,000,000		500,000		700,000		③	
2 機械及び装置		5,000,000		1,650,000		3,500,000		④	
3 船舶								⑤	
4 航空機								⑥	
5 車両及び運搬具		2,500,000				800,000		⑦	
6 工具、器具及び備品		2,000,000		1,700,000		500,000		⑧	
7 合計		13,500,000		3,850,000		5,500,000		⑨	
資産の種類		評価額		決定価格		課税標準額		16 借用資産 貸主の名称等	
		10 100 1000 10000 100000 1000000 10000000 100000000 1000000000		10 100 1000 10000 100000 1000000 10000000 100000000 1000000000		10 100 1000 10000 100000 1000000 10000000 100000000 1000000000		⑩	
1 構築物								17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
2 機械及び装置								18 備考(添付書類等)	
3 船舶								・課税標準の特例あり(地方税法附則第15条第47項)	
4 航空機								・申告漏れ資産あり	
5 車両及び運搬具								・添付書類 先端設備導入計画認定書(写し)	
6 工具、器具及び備品								⑪	
7 合計									

- ① 住所（または納税通知書送達先）、氏名（法人の場合は、法人名・代表者）を記載し、ふりがなを付してください。
(押印は不要です。)
- ② 所有者コードは記載不要です。
- ③ マイナンバーを右詰で記載してください。
- ④ 事業種目、資本金等の額及び事業開始年月を記載してください。
- ⑤ この申告について直接応答いただける方の氏名及び電話番号を記載してください。なお、税理士等に委託している場合は、委託先の税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑥ 該当する項目に○をつけてください。
- ⑦ 前年前に取得したもの(イ) 令和6年1月1日現在の取得価格を記載してください。
前年中に減少したもの(ロ) 前年中に減少したものの取得価格（種類別明細書（減少資産用）の合計と一致）を記載してください。
前年中に取得したもの(ハ) 前年中に取得したもの及び前年前に申告もれになっていたものの取得価格（種類別明細書（増加資産・全資産用）の合計と一致）を記載してください。
- ⑧ 松前町内における資産の所在地を記載してください。所在地が複数ある場合は、主たる事業所に○をつけてください。
- ⑨ 該当する方を○で囲んでください。なお、「有」の場合は、貸主の名称等を記載してください。
- ⑩ 次のような事項を記載してください。
- a 松前町内に償却資産がない場合は、「資産なし」と記載
 - b 解散、廃業、住所等の変更、合併による屋号の変更等があった場合は、その旨を記載
 - c 前年までに申告もれの資産があった場合は、その旨を記載
 - d 課税標準の特例を受ける資産及び非課税に該当する資産がある場合は、適用法令、特例率、課税標準額
 - e 添付した書類の名称
 - f その他、当該申告について必要な事項

(3) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載要領

令和 ○ 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		1 枚のうち	
※記載不要												1 ⑩ 枚目			
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 年 号 年 月	取 得 価 額 (円)			耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額 (円)	課税標準 の特例 率	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
01	1		駐車場舗装	1	4 31 1	700	000	10	0.					①	
02	2		油圧ポンプ	1	4 29 7	500	000	12	0.					②	申告漏れ
03	2		自動加工機	2	5 1 6	1 000	000	10	0.					③	法明第15条第4項
04	2		太陽発電設備	1	5 1 6	2 000	000	17	0.					④	
05	5		フォークリフト	1	4 31 4	800	000	2	0.					⑤	中古
06	6		パソコン	2	4 29 7	500	000	4	0.					⑥	伊予支店より移動
07									0.					1.2 3.4	
08	①	※ 記 載 不 要	②	③	④		⑤	⑥	0.			⑦	⑧	⑨	
09									0.					1.2 3.4	
10									0.					1.2 3.4	
11									0.					1.2 3.4	
12									0.					1.2 3.4	
13									0.					1.2 3.4	
14									0.					1.2 3.4	
15									0.					1.2 3.4	
16									0.					1.2 3.4	
17									0.					1.2 3.4	
18									0.					1.2 3.4	
19									0.					1.2 3.4	
20									0.					1.2 3.4	
小 計						5	500 000								

注意 「取得年月の年号」の欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記入してください。
 注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

- ① 資産の種類は、2 ページの表を参照して、資産の種類を記載してください。
- ② 資産の名称を、20 文字以内で明確に記載してください。（「同上」、「〃」は不可）。
- ③ 数量を記載してください。なお、一式のものは「1」を記載してください。
- ④ 取得年号には、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記載してください。
- ⑤ 取得価格は、資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）を記載してください。なお、圧縮記帳は認められておりませんので、実際の取得価格を記載してください。
- ⑥ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
- ⑦ 電算処理方式により全資産申告される方のみ記載してください。
- ⑧ 増加事由は、新品取得は1、中古品取得は2、移動による受入は3、その他は4を○で囲んでください。
- ⑨ 摘要には、当該資産について次のような事項を記載してください
 - a 課税標準の特例又は非課税に該当する資産については、その適用条項
 - b 他市町村から移動して受入れた資産については、その移動元
 - c 申告漏れ資産については、その旨の表示
 - d 短縮耐用年数を定起用している資産については、その旨の表示
 - e その他、必要な事項
- ⑩ 当該明細書の総頁数と、その内何枚目であることを記載してください。

(4) 種類別明細書（減少資産用）の記載要領

令和 ○ 年度

* 所有者コード *		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		1	枚のうち	
※記載不要														1	⑨	枚目
行 番 号	資 産 の 種 別	扶 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要		
					年 号	年 月				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他		1 全部	2 一部
01	1		コンクリート敷駐車場	1	3	63 2	500,000	15		1・2・3・4	①	2				
02	2		自動加工機	1	4	25 10	500,000	10		1・2・3・4	③	2		伊予支店に移動		
03	2		測定機	1	4	20 5	150,000	8		1・2・3・4	③	2				
04	6		金庫	1	4	29 5	1,000,000	20		①・2・3・4	③	2		A社に売却		
05	6		自動販売機	1	4	7 10	700,000	5		1・2・3・4	1・2	②		当初取得金額1,400千円(数量2)、残700千円(数量1)		
06										1・2・3・4	1・2					
07										1・2・3・4	1・2					
08										1・2・3・4	1・2					
09										1・2・3・4	1・2					
10	①		②	③	④		⑤	⑥		1・2・3・4	⑦	2		⑧		
11										1・2・3・4	1・2					
12										1・2・3・4	1・2					
13										1・2・3・4	1・2					
14										1・2・3・4	1・2					
15										1・2・3・4	1・2					
16										1・2・3・4	1・2					
17										1・2・3・4	1・2					
18										1・2・3・4	1・2					
19										1・2・3・4	1・2					
20										1・2・3・4	1・2					
小 計							3	850,000								

注意「取得年月の年号」の欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記入してください。

- ① 資産の種類は、2 ページの表を参照して、資産の種類を記載してください。
- ② 減少資産の名称は、前年度までに申告いただいた名称を正確に記載してください。
- ③ 実際に減少させた数量を記載してください。なお、一式のうち、一部が減少した場合は、「0」と記載してください。
- ④ 取得年号は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記載してください。
- ⑤ 取得価格は、減少した資産の取得価格を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価格を記載してください。
- ⑥ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
- ⑦ 該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。
- ⑧ 摘要には、当該資産について次のような事項を記載してください。

a 一部減少の場合は、残った取得価格と数
 b 売却又は移動の場合は、売却先等の名称
 c その他、必要な事項
- ⑨ 当該明細書の総頁数と、その内何枚目であることを記載してください。

3 償却資産の申告に際しての留意点

(1) 国税との主な違い

項目	固定資産税	国税
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法 （「固定資産評価基準」に定める減価率です。）	定率法と定額法の選択制度（建物以外の一般資産） 『定率法選択の場合』 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度 ※	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改 良 費（資 本 的 支 出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改費を区分して評価）	原則区分、一部合算も可

※ 圧縮記帳の償却資産の評価上は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。

(2) 借用資産（リース資産）について

原則として、リース資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。ただし、リース期間満了後にリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡される場合は、賃借人に申告していただくことになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】期間満了と同時に資産が回収される場合（所有権移転外ファイナンス・リース）	申告不要	申告が必要
【実際の売買にあたるようなリース資産】リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	自己の資産として申告が必要	申告不要

4 償却資産の評価

申告された資産を1品毎に取得時期、取得価額及び耐用年数※を基本として、次の算式により償却資産の評価額を算出します。

(1) 前年中に取得した資産取得価額×(1－r/2)＝今年度評価額

・ 1－r/2・・・前年中取得資産の減価残存率

(2) 前年前に取得した資産前年度評価額×(1－r)＝今年度評価額

・ 1－r・・・前年前取得資産の減価残存率

(3) 評価額の計算例

＜取得価格：5,000,000円、取得時期：令和6年10月、耐用年数7年の資産の場合＞

耐用年数7年に応ずる前年取得資産の減価残存率は0.860、前年前取得資産の減価残存率は0.720（減価残存率表参照）

令和7年度評価額 5,000,000円×0.860＝4,300,000円

令和8年度評価額 4,300,000円×0.720＝3,096,000円

減価残存率表

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

※ 償却資産の耐用年数は、素材、用途又は業種等により異なる場合がありますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご確認ください。

(4) 税率、免税点等

区 分	説 明
税 率	1.4% (標準税率)
税 額	課税標準額×税率 (100 円未満切捨)
免 税 点	償却資産の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。
納 期	4 月、7 月、12 月、翌年 2 月の 4 期

(5) 評価額の最低限度

取得価額の 5 %が評価額の最低限度となります。例えば、取得価額 100 万円の場合には、5 万円が評価額の最低限度額となります。

(6) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。申告時に、別途当該特例に係る許認可書の写し等を添付して提出してください。

※ 地方税法の改正により、対象資産、特例率、適用期間等が変更されることがあります。

(7) 非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。非課税に該当する資産がある場合は、償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）にその旨を記載ください。後日、「固定資産税非課税申告書」をお送りさせていただきますので、必要事項を記載の上、ご提出ください。

5 実地調査等の協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づく調査や、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づく所得税及び法人税に関する国税資料（申告書等）の閲覧による調査を行う場合がございます。ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合に資産の取得時期に応じて過年度に遡及して課税になる場合がございます。あらかじめご承知ください。

